

【きのこの話】日本に毒きのこは200種以上あるとされ、きのこによる食中毒は毎年発生しています。

平成29年度 4月保育施設入所の受付を開始します

- ▼入所申込受付期間＝10月3日(月)～11月30日(水)(土・日・祝日を除く)
- ▼入所申込受付時間＝午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
- ▼提出書類＝支給認定申請書兼施設利用申込書、保育施設利用に関する確認票(同意書)、家庭状況等調査票、保育施設利用者負担額口座振替依頼書、保育が必要な状況を証明する書類(勤務証明書等)、マイナンバー確認書類(通知カード等の番号確認書類と、運転免許証等の身元確認書類)、母子手帳、印かん(認印)、その他必要書類
- ▼保育施設入所基準＝左記①～⑦のいずれかに該当する保育が必要な家庭であることが条件となります。
- ①就労のため(1ヶ月当たり60時間以上就労して56(1))。
- ②妊娠中であるか、または出産後間もないため。(ただし、産休期間のみ)
- ③保護者の疾病、障がいのため。
- ④同居の親族又は長期入院等をしている親族を常時介護・看護するため。
- ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため。
- ⑥求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っているため。
- ⑦就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)。
- ▼町内保育施設＝大山保育所、上三川幼児園、

あけぼし保育園、夢沼保育園、ふざかしおひさま保育園、上三川保育園、ふざかしおひさま保育園分園、トータスキッズ

▼保育時間＝保育の必要ない理由や就労時間等により、利用可能な保育時間が区分されます。

A「保育標準時間」利用・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)月に120時間以上就労等の場合

B「保育短時間」利用・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)月に60時間以上120時間未満就労の場合

※通勤等でごむを得ない場合は、この限りではありません。

▼保育施設利用者負担額の決定方法＝お子さんの認定区分、年齢、父母等の税額(町民税所得割額)をもとに算定します。

▼入所の選定基準＝利用調整基準による合計点数が高い方から入所となります。

※申込順は選定基準に含まれませんが、必要書類に不備等がありますと受付できませんので、余裕をもってお越してください。

▼問い合わせ先＝

福祉課 子ども・子育て係
☎56 91300

児童扶養手当 制度について

児童扶養手当とは?

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額(月額)は?

受給資格者(父又は母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合

全部支給：42,330円

一部支給：42,320円～9,990円

○子ども2人の加算額

全部支給：10,000円

一部支給：9,990円～5,000円

○子ども3人以上以降の加算額(1人につき)

全部支給：6,000円

一部支給：5,990円～3,000円

手当を受給するためには?

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課子ども・子育て係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月から支給開始となります。

▼問い合わせ先＝

福祉課 子ども・子育て係
☎56 91300

就学援助について

町では、お子さんを小中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りのご家族に対し、学用品費や給食費の一部を援助する制度を設けております。(上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱)

▶援助を受けることができる世帯

上三川町に住所を有する児童生徒の保護者で

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 次のいずれかに該当する世帯で、援助が必要と認められる世帯
 - ・申請年度に生活保護を停止または廃止された世帯
 - ・町民税等が非課税または減免となった世帯
 - ・児童扶養手当を受給している世帯
 - ・生活保護に準じる程度の低所得世帯

【世帯収入の目安】

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入
2人世帯	母・小学生	265万円
3人世帯	父・母・小学生	287万円
4人世帯	父・母・小学生2人	345万円
5人世帯	父・母・中学生・小学生2人	404万円

※年間総収入は、あくまで目安であって、世帯構成や家賃の有無によって異なります。

※年間総収入は、前年における世帯全員の収入の合計です。

※祖父母等と住民票が別になっても同居している場合、又は、別々の家に住んでいても経済的援助(食費や学費等の援助)がある場合には、同一の世帯とみなします。

▶**申請方法**＝就学援助を希望される方は、申請書類に必要事項を記入の上、学校または町教育委員会に提出してください。(申請書類は、学校または町教育委員会から受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)

▶援助の内容＝

生活保護世帯

- ・修学旅行費、宿泊学習費等、医療費(う歯等の学校病に限ります。)

準要保護世帯

- ・学用品通学用品等、校外活動費、新入学学用品費(4月1日認定の1年生に限ります。)
- ・学校給食費、修学旅行費、宿泊学習費
- ・眼鏡等購入費…学校長が必要と認めた児童生徒(購入限度額16,000円、年度内1回限り)

※詳しくは、通学されている学校、または 教育総務課学校教育係までお問い合わせください。

▶**問い合わせ先**＝教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

10月は

「犬の正しい飼い方強化月間」

マナーを守って、人と犬、お互いが暮らしやすいまちをつくりましょう。

★放し飼いはやめましょう

必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしましょう。

★フンの後始末は必ずしましょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。おしっこも、よその家の玄関先や塀、庭などにさせないようにしましょう。

★鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう

犬の無駄吠えは近所の迷惑となります。根気よくしつけましょう。

★不妊・去勢手術をしましょう

犬を捨てる行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょう。繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をおすすめします(繁殖期のストレスも軽減されると言われています)。

★無責任なエサやりの禁止

無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

栃木県動物愛護指導センター

☎0288(684)5458